

特定非営利活動法人エンゼルネット
理事長 山本 拓史 様

京都市長 門川 大作
(担当 文化市民局地域自治推進室)



特定非営利活動促進法に基づく改善命令について

貴法人が運営する小規模保育事業所（以下「事業所」という。）において発生した個人情報紛失に関し、平成30年5月29日以降、理事長に対する事情聴取及び事実確認、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第41条の規定に基づく立入検査等の結果、返還されたUSBメモリのデータ消去に係る経過について、当初の報告が虚偽であったことが判明するなど、法人の運営が著しく適正を欠くと認められるため、法第42条に基づき、下記のとおり改善を命じます。

記

1 改善命令の原因となる事実

(1) 個人情報紛失に係る虚偽の報告

- 事業所の職員による個人情報を保存したUSBメモリの紛失事案について、5月21日にUSBメモリが手元に戻ってきた際、理事長は本市からデータの保全指示を受けたが、再発防止のため園長兼副理事長の指示のもと、すでにデータは消去されていたと本市に報告した。
しかしながら、USBメモリのデータ復元やその後の事情聴取等により、実際にデータを消去したのは、本市からデータの保全指示を受けていた理事長自身であった。
- なお、本命令に先立ち、法人から提出のあった弁明書において、データ消去に隠ぺい等の意図はなく、本件虚偽報告は、USBメモリに個人情報を保存しないという法人の方針を優先してしまったことを契機とする事情があると述べられているが、データ消去及び虚偽報告の理由の説明として考慮すべき内容とは認められない。

(2) 理事長への役員報酬

- 理事長に対して、平成29年3月から平成30年3月までの間、役員報酬（毎月10万円（平成29年12月には、加えて、賞与（処遇改善費）として52,000円））が支払われているが、平成29年12月の加算分については、定款に規定されている総会の議決を得ていない。

(3) 監事による会計事務の執行

- 以前から会計事務を担当していた者（現監事）が、監事就任（平成27年7月）以降も、平成29年3月までの間、会計事務を担当していた。また、平成29年2月から平成30年3月までの間、給与（毎月10万円（平成29年12月には、加えて、賞与（処遇改善費）として52,300円））が支払われ

ている。

- ・ 弁明書において、監事が行っていた事務が会計事務に該当するとしても一部に留まるものであると述べられているが、立入検査時における法人役員の説明内容と異なっており、監事に、役員報酬ではなく、給与（労働の対価）が支払われていることとの整合にも疑問が生じることから、本市が確認している事実を変更する必要は認められない。

(4) 総会の運営

- ・ 平成27年度以降の総会において、法人の正会員ではない理事長が総会の議長を担当しているが、定款において、議長は正会員の中から選出すると規定されている。

(5) 届出書類（役員名簿）の記載誤り

- ・ 平成29年3月から平成30年3月までの間、理事長に役員報酬が支払われているが、本市に届出された役員名簿（平成29年4月25日付け及び平成30年6月30日付け）の報酬欄には、「無」と記載されている。

平成29年2月から平成30年3月までの間、監事に対して、会計事務に係る労働の対価として給与が支払われているが、本市に届出された役員名簿（平成30年6月30日付け）の役員報酬欄には、「有」と記載されている。

現在の理事長及び監事の就任時期は、平成27年7月31日であるが、役員名簿（平成28年8月1日付け）では、就任時期が「平成27年4月1日」と記載されている。

2 改善を求める事項

法人の運営組織及び事業活動が適正なものとなるよう、取組を率先すべき理事長が本市の指示に反してデータを消去し、その経過に関して、当初、虚偽の報告を行っていたことは、法人の運営が著しく適正を欠く状態であると認定せざるを得ません。また、法人からの報告書類の不実記載や定款に基づかない総会運営等については、法令や定款を軽視する組織風土に起因していると思料され、こうした事態を招いた法人役員の責任は大きいものと考えます。

なお、弁明書において、本改善命令により改善を求める事項については、本市が平成30年7月24日付けで発出した児童福祉法に基づく改善勧告により是正が予定されているものであることから、あえて改善命令による必要はなく、裁量権の逸脱であると述べられていますが、改善勧告と改善命令では、対象や求めている内容に違いがあり、前述のとおり、法人の運営が著しく適正を欠く状態であると認められる以上、NPO法人を所轄する本市が監督権限の行使として改善命令を発することは、妥当であると判断します。

そこで、次の事項について、速やかな改善措置を行うよう求めます。

(1) 役員体制の見直し

理事長による虚偽報告に加え、そのような報告を役員が制止できなかったことは、職責を果たしたとは言えないことから、抜本的に役員体制を見直し、相互牽制機能を持つ執行体制を整備すること。

(2) 役員名簿及び事業報告書等の報告書類の修正及び再提出

不実の記載がある報告書類については、過年度分も含め真実な内容を明瞭に記録したうえで、法人事務所に備え置くとともに、所轄庁に再提出すること。

(3) 総会の運営の適正化

総会の議長については、定款に基づき、出席した正会員の中から選出するよう運用の見直しを図ること。

(4) 法令遵守

平成29年4月以降は、税理士事務所への委託により監事が会計事務を担当している状態は改善されているものの、会計事務を担当していた者の監事就任や、職員を兼ねることができない監事への給与が支払われていたことについては、法に違反することから、法人として総括すること。

3 改善結果報告書の提出等

上記2の(1)から(4)の改善結果について、平成30年8月24日までに「改善結果報告書」として、文書で提出してください。

なお、本件の改善命令及び貴法人から提出される改善結果報告書については、所轄庁の指導・監督に係る事務手続の透明化を図るとともに、市民への説明責任を果たすため、本市のホームページにおいて公表します。

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

<連絡先>

文化市民局地域自治推進室

TEL 075-222-4072 FAX 075-222-3042